

改正

昭和60年3月26日条例第26号
昭和63年3月28日条例第23号
平成4年3月27日条例第20号
平成4年4月1日条例第23号
平成6年3月23日条例第7号
平成8年3月28日条例第17号
平成11年3月26日条例第4号
平成12年9月26日条例第36号
平成13年6月22日条例第23号
平成14年3月28日条例第17号
平成17年12月13日条例第142号
平成18年9月19日条例第45号
平成19年12月25日条例第47号
平成21年3月31日条例第22号
平成21年9月24日条例第46号
平成28年3月30日条例第10号
平成30年7月3日条例第42号
令和3年10月6日条例第35号
令和5年3月31日条例第9号
令和6年12月19日条例第40号
令和7年3月31日条例第2号
令和7年3月31日条例第16号

奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市におけるラブホテル及びぱちんこ屋等の建築等について必要な規制を行うことにより、世界遺産を有する本市固有の歴史的景観を保全するとともに、市民の良好な生活

環境の確保及び青少年の健全育成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅館業 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項及び第3項に規定する営業をいう。
- (2) ラブホテル 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第4号に規定する営業を目的とする建築物をいう。
- (3) ぱちんこ屋等 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号に規定する営業(まあじやん屋を除く。)を目的とする建築物をいう。
- (4) 建築 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第13号から第15号までに規定する建築、大規模の修繕及び大規模の模様替並びに建築物の用途を変更してラブホテル又はぱちんこ屋等にすることをいう。

第2章 対象施設の建築に関する規制

第1節 ラブホテルの建築に関する規制

第3条 削除

(ラブホテル建築禁止区域)

第4条 市内の次に掲げる地域、地区又は区域(第5条、第9条及び第12条並びに附則第3項においてこれらを「ラブホテル建築禁止区域」という。)においては、ラブホテル(専ら営業の用に供する部分に限る。)を建築してはならない。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する用途地域のうち第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、準工業地域及び工業地域
- (2) 都市計画法第7条第1項に規定する市街化調整区域
- (3) 都市計画法第8条第1項第7号に規定する風致地区
- (4) 別表第1及び別表第2に定める施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲200メートル以内の区域

(ラブホテル建築規制区域)

第4条の2 なら・まほろば景観まちづくり条例(平成2年奈良市条例第12号)第9条第1項の規定により指定された奈良町都市景観形成地区(次条、第9条及び第12条において「ラブホテル建

築規制区域」という。)においては、ラブホテル(専ら営業の用に供する部分に限る。)を建築してはならない。ただし、その建築が周辺の良い居住環境等を害するおそれがないと市長が認めた場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定の適用を受けようとする者は、あらかじめ市長の同意を得なければならない。
- 3 前項の規定による同意の手続については、次条(第1項を除く。)の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第4条の2第2項」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第4条の2第2項」と読み替えるものとする。

(ラブホテルの建築の同意)

第5条 ラブホテル建築禁止区域及びラブホテル建築規制区域以外の地域においてラブホテルを建築しようとする者は、あらかじめ市長の同意を得なければならない。

- 2 市長は、前項の同意を求められた場合においては、奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かななければならない。
- 3 市長は、第1項の同意をする場合においては、この条例の目的を達成するため、必要な条件を付けることができる。

第2節 ぱちんこ屋等の建築に関する規制

(ぱちんこ屋等建築禁止区域)

第6条 市内の次に掲げる地域又は区域(第7条、第9条及び第12条並びに附則第5項においてこれらを「ぱちんこ屋等建築禁止区域」という。)においては、ぱちんこ屋等(専ら営業の用に供する部分に限る。)を建築してはならない。

- (1) 都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域のうち第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
- (2) 別表第1に定める施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲100メートル(当該施設の敷地が商業地域にある場合で、その商業地域にぱちんこ屋等を建築するときは、50メートル)以内の区域

(ぱちんこ屋等建築規制区域)

第6条の2 市内の次に掲げる地区(次条、第9条及び第12条並びに附則第5項において「ぱちんこ屋等建築規制区域」という。)においては、ぱちんこ屋等(専ら営業の用に供する部分に限る。)を建築してはならない。ただし、その建築が周辺の良い居住環境等を害するおそれがないと市

長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 都市計画法第8条第1項第7号に規定する風致地区

(2) なら・まほろば景観まちづくり条例第9条第1項の規定により指定された奈良町都市景観形成地区

2 前項ただし書の規定の適用を受けようとする者は、あらかじめ市長の同意を得なければならない。

3 前項の規定による同意の手続については、次条（第1項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第6条の2第2項」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第6条の2第2項」と読み替えるものとする。

（ぱちんこ屋等の建築の同意）

第7条 ぱちんこ屋等建築禁止区域及びぱちんこ屋等建築規制区域以外の地域においてぱちんこ屋等の建築物を建築しようとする者は、あらかじめ市長の同意を得なければならない。

2 市長は、前項の同意を求められた場合においては、審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、第1項の同意をする場合においては、この条例の目的を達成するため、必要な条件を付けることができる。

第3章 勧告等

（勧告）

第8条 市長は、第4条の2第2項の規定若しくは同条第3項において準用する第5条第3項の規定により付けられた条件、同条第1項の規定若しくは同条第3項の規定により付けられた条件、第6条の2第2項の規定若しくは同条第3項において準用する第7条第3項の規定により付けられた条件又は第7条第1項の規定若しくは同条第3項の規定により付けられた条件に違反してラブホテル又はぱちんこ屋等（以下「ラブホテル等」という。）を建築しようとする者、建築している者又は建築した者に対し、当該ラブホテル等の建築について必要な勧告を行うことができる。

2 前項の勧告を受けた者は、速やかに当該勧告に従い、必要な措置を講じなければならない。

（建築中止命令等）

第9条 市長は、ラブホテル建築禁止区域内及びぱちんこ屋等建築禁止区域内又は市長の同意を得ずにラブホテル建築規制区域内及びぱちんこ屋等建築規制区域内でラブホテル等を建築しようとする者、建築している者若しくは建築した者又は前条の勧告に従わない者に対し、当該ラブホテル等の建築の中止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて当該建築の変更、原状の回復、除却その他必要な措置を講じることを命じることができる。

(立入調査)

第10条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市内の第2条第2号及び第3号の建築物について、職員に当該建築物、建築物の敷地又は建築現場に立ち入らせ、必要な調査を行わせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、立入調査員証を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

第4章 雑則

(委任規定)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

第5章 罰則

(罰則)

第12条 第9条の規定による命令に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。

2 第10条第1項の規定による立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避した者は、10万円以下の罰金に処する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(1) 第4条の2第2項、第5条第1項、第6条の2第2項及び第7条第1項の規定による同意を得る手続に当たつて虚偽の申請をした者

(2) 第8条第1項の規定による勧告を受け、同条第2項の措置を講じなかつた者（ラブホテル建築禁止区域及びラブホテル建築規制区域以外の地域において、第5条第1項の規定に違反してラブホテルを建築した者又はぱちんこ屋等建築禁止区域及びぱちんこ屋等建築規制区域以外の地域において、第7条第1項の規定に違反してぱちんこ屋等を建築した者に限る。）

(両罰規定)

第13条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和59年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に市長の定めるところによりラブホテルの建築の同意を得ている者（建築の同意を要しないとされた者を含む。）については、第5条の規定は適用しない。

3 この条例の施行の際、現にラブホテル建築禁止区域内に建築されているラブホテルについては、現状における建築物に限り第4条の規定を除き、この条例を適用するものとする。

（ラブホテル建築禁止区域及びラブホテル建築規制区域の建築の特例）

4 第4条及び第4条の2の規定は、当分の間、ラブホテルの改築、移転、大規模の模様替及び大規模の修繕には、これを適用しない。

（ぱちんこ屋等建築禁止区域及びぱちんこ屋等建築規制区域の建築の特例）

5 第6条及び第6条の2の規定は、当分の間、次に掲げるぱちんこ屋等の建築には、これを適用しない。

（1） 次のいずれにも該当するぱちんこ屋等

ア 昭和63年4月1日において現に建築されているぱちんこ屋等及び奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例の一部を改正する条例（平成21年奈良市条例第22号）による改正前の第5条の規定による同意を得て新築されたぱちんこ屋等（以下「既存店舗」という。）であること。

イ 既存店舗と同一敷地内で建築されること。

（2） 火災、震災その他既存店舗の所有者又は営業者の責めに帰することができない事由で規則で定めるものによる滅失に伴い、市長が建築を必要と認めるぱちんこ屋等で、次のいずれにも該当するもの。ただし、建築物が周辺の土地利用及び環境と調和のとれたものであることその他市長が定める要件に該当する場合に限る。

ア 当該既存店舗が滅失した日から起算して5年以内に建築されるものであること。

イ 次のいずれかに該当すること。

（ア） 当該滅失した既存店舗の所在地が、当該滅失前からぱちんこ屋等建築禁止区域又はぱちんこ屋等建築規制区域に含まれていたこと。

（イ） 当該滅失した既存店舗の所在地が、当該滅失以後にぱちんこ屋等建築禁止区域又はぱちんこ屋等建築規制区域に含まれることとなったこと。

ウ 当該滅失した既存店舗とおおむね同一の場所にあること。

エ 当該滅失した既存店舗とおおむね等しい面積であること。

6 前2項の規定の適用を受けるラブホテル等を建築する場合には、あらかじめ市長の同意を得なければならない。この場合において、市長は、審議会の意見を聴くものとする。

- 7 第5条第3項、第7条第3項、第8条及び第9条の規定は、附則第4項又は附則第5項の規定の適用を受けるラブホテル等の建築について準用する。

附 則（昭和60年3月26日条例第26号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正後の奈良市ラブホテル建築等規制条例（以下「改正後の条例」という。）第4条の禁止区域内に建築されているラブホテルについては、現状における建築物に限り同条の規定を除き、改正後の条例を適用するものとする。

附 則（昭和63年3月28日条例第23号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現にぱちんこ屋等の建築に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく建築確認申請書、奈良市開発指導要領（昭和62年奈良市告示第230号）第2条第1項の規定に基づく事前協議申請書又は既存宅地における建築物の建築に関する要綱（昭和60年奈良市告示第52号）第4条の規定に基づく予定建築物概要書を受理されているものについては、その現に受理されている申請又は提出に係るぱちんこ屋等の建築に限り、この条例による改正後の奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は適用しない。
- 3 この条例の施行の際、現に改正後の条例第4条の禁止区域内に建築されているぱちんこ屋等については、現状における建築物に限り、改正後の条例の規定は適用しない。
- 4 本市が施行する近鉄西大寺駅北地区第一種市街地再開発事業の施行に伴い、この条例の施行の際現に存するぱちんこ屋等に係る権利変換が行われる場合において、これに代わるべきぱちんこ屋等を当該事業の施行地区内に建築（仮設のものを含む。）するときは、当該建築に限り、改正後の条例の規定を適用しない。

附 則（平成4年3月27日条例第20号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成4年4月1日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（平成6年3月23日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月28日条例第17号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月26日条例第4号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年9月26日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年6月22日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月28日条例第17号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月13日条例第142号）

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年9月19日条例第45号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年12月25日条例第47号）

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）附則第1条本文に定める日（平成19年12月26日）又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（平成21年3月31日条例第22号）

この条例は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成21年9月24日条例第46号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成28年3月30日条例第10号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年7月3日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（令和3年10月6日条例第35号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年11月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に建築されているラブホテル及びぱちんこ屋等については、現状における建築物に限り、この条例による改正後の奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例の規定は、適用しない。

附 則（令和5年3月31日条例第9号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年12月19日条例第40号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。
- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。
- 5 禁錮以上の刑が定められている犯罪についてされた公訴の提起は、拘禁刑以上の刑が定められ

ている犯罪についてされた公訴の提起とみなす。

附 則（令和 7 年 3 月 31 日 条例第 16 号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に建築されているラブホテル及びぱちんこ屋等については、現状における建築物に限り、この条例による改正後の奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例の規定は、適用しない。

別表第 1（第 4 条・第 6 条関係）

- （1） 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校
- （2） 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館
- （3） 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所
- （4） 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの

別表第 2（第 4 条関係）

- （1） 児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設（保育所を除く。）
- （2） 博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 2 条第 1 項に規定する博物館及び同法第 31 条第 2 項に規定する指定施設
- （3） 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 5 章（第 42 条を除く。）に規定する公民館
- （4） 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 3 項第 11 号に掲げる隣保事業により設置された人権文化センター及び人権・コミュニティセンター
- （5） 体育館及び水泳プール並びに陸上競技場、野球場、庭球場その他の運動場で、国又は地方公共団体が設置するもの